

I.基本計画編



第1章 計画の目的と構成

1.1 計画策定の目的

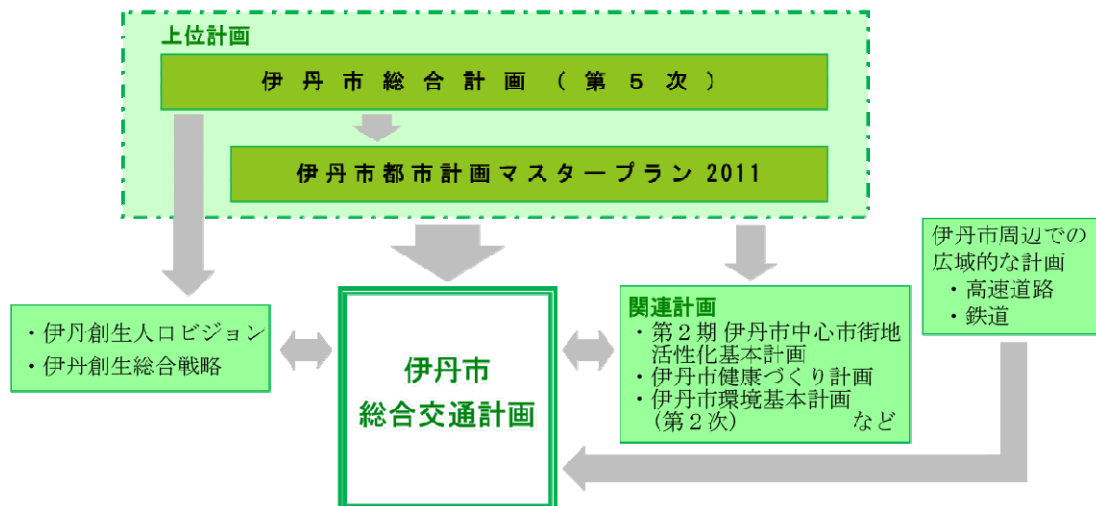
伊丹市では、「伊丹市総合計画（第5次）」で掲げる「みんなの夢 まちの魅力 ともにつくる 伊丹」の将来像実現のため、“市民が主体となったまちづくりの実現”を基本目標としており、また、「伊丹市都市計画マスタープラン 2011」においても、“パートナーシップによるまちづくりの推進”による「環境が大切にされ暮らしやすさと調和したまち」を都市づくりの目標としています。

交通基盤整備においても、これまでの行政が中心となって進めてきた需要に対応した整備から、市民一人ひとりが主体となって考え、多様なニーズに対応した質の高い整備が求められています。

また、これからの人口減少・高齢化の進展や、健康や環境問題への意識の高まり、伊丹市の特徴である利用者の多い自転車や路線バスの望ましい利用のあり方、増加が予想される国内外から伊丹市を訪れる人など、様々な課題に対応したこれからの伊丹市にふさわしい交通体系をめざして本計画を策定します。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「伊丹市総合計画（第5次）」及び「伊丹市都市計画マスタープラン 2011」を上位計画とし、現在の人口規模の維持をめざした「伊丹創生総合戦略」や、中心市街地、健康、環境などの他部門での関連計画と連携し、整合を図りながら、伊丹市周辺での高速道路や鉄道などの広域的な計画も踏まえて、伊丹市のめざすべき将来像に向けた交通のあり方を示すものです。

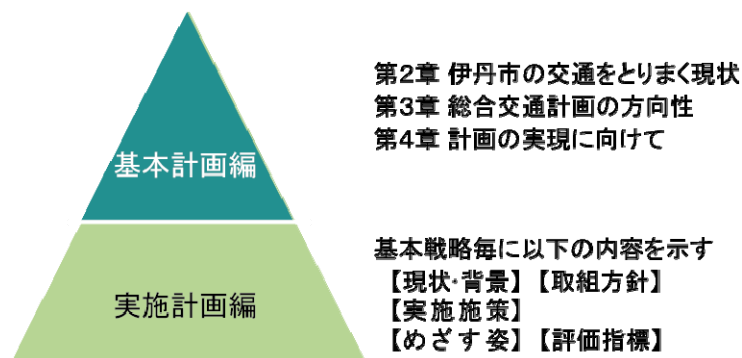


1.3 計画の構成

本計画は、計画の基本理念等を示す「Ⅰ. 基本計画編」と基本理念実現に向けて実施すべき施策を示す「Ⅱ. 実施計画編」で構成しています。

「Ⅰ. 基本計画編」の第2章では、伊丹市の交通をとりまく現状と課題を整理し、第3章では、本計画の方向性として基本理念や施策体系などを示しています。第4章では、計画の実現に向けた今後の推進方策について示しています。

「Ⅱ. 実施計画編」では、計画期間内に実施する施策についての具体的内容等について示しています。



1.4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28（2016）年度～平成37（2025）年度の10年間とします。

平成32（2020）年度までの5年間の前期、平成37（2025）年度までの5年間の後期とし、実施計画編では主に前期に実施する施策についてとりまとめています。なお、前期の最終年度となる平成32（2020）年度において、計画の見直しを行います。

